定住促進をパワーアップ

～最大450万円の奨励金を交付します～

市では、定住人口の増加を図るため、これまでの制度を拡充します。自然豊かな歌志内でマイホームを持ちませんか。

〈問い合わせ　企画広報グループ　市役所３階☎42～3214〉

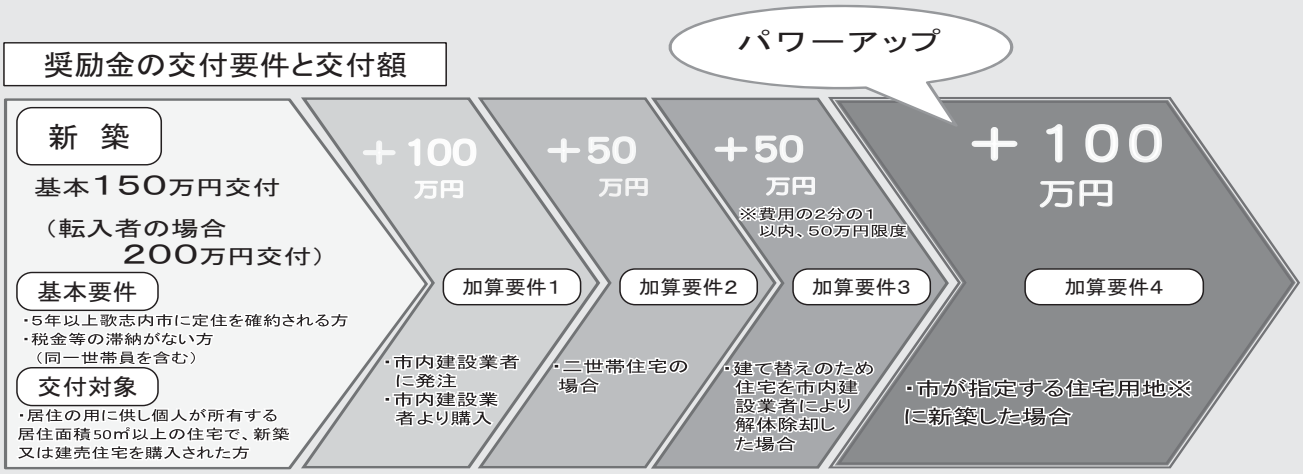

※市が指定する住宅用地　～　市が分譲している東光団地2区画、市が販売を行っている本町地区の宅地1か所

中古住宅　最大100万円交付（転入者の場合150万円交付）
※住宅の購入費用の2分の1以内

- 基本要件：・基本要件は新築と同じ
- 交付対象：・居住面積50㎡以上の住宅で、居住の用に供された住宅を購入

地域づくり活動支援事業補助金

市では、地域団体等が取り組む地域づくり活動を支援するため、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金制度を開始しました。

共に助け合い、安心して暮らせる地域の形成・充実・強化を図るため、ぜひこの制度をご活用ください。

制度の概要

対象団体

町内会・自治会及び市内に活動の拠点を有し、地域住民を対象に継続的な事業を行う団体（ただし、宗教活動及び政治活動を行う団体は除く）

対象事業

対象団体が実施する、地域の景観保全・美化推進、生涯学習、高齢者支援、健康づくり、防犯・防災などの事業

補助金額

▶補助率　補助対象経費の２分の１以内（1,000円未満の端数切捨て）
▶限度額　10万円（当該年度において同一団体は原則１回限り）
▶交付期間　同一事業につき、３年を限度

■問い合わせ

企画広報グループ
（市役所３階☎42～3214）

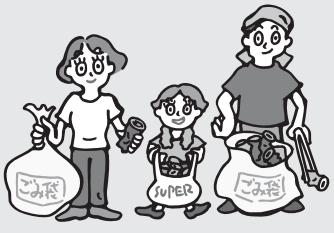

4月12日（水）より「温泉利用優待券の交付」と「臨時福祉給付金の申請受付」を行います

温泉利用優待券

市では次の方を対象に、チロルの湯・かもい岳温泉共通利用優待券を交付します。

■交付対象者

▼身体障がい者等（64歳以下）の方

▽身体障害者手帳の等級が1級または2級の方

▽身体障害者手帳の種別が第1種で、1級または2級の方の介助者

▽労働基準監督署から振動病またはじん肺と認定された方

▼持参するもの

▽印鑑

▽身体障害者手帳

▽休業補償給付支給申請書（振動病患者のみ）

▽健康管理手帳など身分を証明できるもの

▼65歳以上の方

本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の方

※今回の交付対象者は、昭和27年4月14日までに生まれた方です。それ以降に生まれた方は、誕生日を迎えた時点で随時、市役所窓口にて交付します。

▼持参するもの

▽印鑑

▽健康保険証または介護保険証など身分を証明できるもの

※本人が来ることができない場合は、必ず委任状と代理人の印鑑を持参してください。

■利用施設と交付枚数

▼利用できる施設（共通）

▽チロルの湯（☎42～5588）

▽かもい岳温泉（☎42～2717）

▼交付枚数　1人5枚

■問い合わせ　介護・在宅支援グループまたは福祉・子育て支援グループ（市役所2階☎42～3213）

臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、「臨時福祉給付金（経済対策）」を支給します。

■支給要件と支給額

▼平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者である方（平成28年度臨時福祉給付金（3千円）を実際に受給したか否かは問いません。）

▼支給対象者1人につき15,000円

■持参するもの

▼申請書、印鑑

▼本人確認書類

▽一つで申請可能なもの
住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券等の写し

▽二つ以上で申請可能なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など身分を証明できるもの

▼振込口座

▽金融機関名（郵便局含む）、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※本人が来ることができない場合は、必ず代理人の本人確認ができるものと、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

共通事項

■交付・受付日程と場所

左表の日程で交付及び受付を行いますので、印鑑など該当するものを持参して、お越しください。

■問い合わせ　福祉・子育て支援グループ（市役所2階☎42～3213）

日　付	時　間	場　所	対象地区
4月12日（水）	10:00～11:30	上歌ストックヤード	上歌
	13:30～15:00	東光地区集会所	東光
	15:30～17:00	歌神地区集会所	歌神
4月13日（木）	10:00～11:30	老人福祉センター	神威
	13:30～15:00	中村地区集会所	中村
	15:30～17:00	うたみん	本町
4月14日（金）	10:00～11:30	文珠第二町内会館	文珠第一 文珠第二
	13:30～14:30	しらかば町内会館	文珠新泉町 文珠しらかば団地
	15:00～16:00	文珠第三町内会館	文珠第三
4月17日（月）以降	8:30～17:15	保健福祉課窓口	全地区

※「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請期限は、7月31日（月）までです。

認知症総合支援事業がスタートします

4月から、認知症総合支援事業として、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」を設置するとともに「認知症ケアパス」を作成するなど、認知症対策に重点を置いた事業を開始します。

認知症初期集中支援チーム

空知中部広域連合構成市町と砂川市立病院認知症疾患医療センターがチームとなって、地域の認知症の方を早期に発見し、早期治療に繋げる事業です。

砂川市立病院認知症疾患医療センターの医師の指示のもとに、地域包括支援センター職員と空知中部広域連合の専門職員が、認知症を有する方を訪問し、適切な医療や介護・福祉などのサービス利用に繋げていきます。

認知症地域支援推進員

地域包括支援センターに専門の職員を配置し、地域の認知症の方やその方を介護している家族の相談に応じるなどのサポートをします。

また、認知症の症状があるにもかかわらず、適切な治療を受けていない場合などは、認知症初期集中支援チームに情報提供し、早期治療に結びつくよう働きかけをしたり、治療開始後の相談や支援を行います。

認知症ケアパス

認知症の早期発見・早期治療に繋げるためのガイドブックです。

認知症の方やその疑いのある方を発見したときに、どこに相談・連絡をしたらよいか、どのような対応や接し方をすればよいのかなどをわかりやすく記載したものです。

認知症地域支援推進員等が、日常の訪問支援活動で活用するほか、市民の皆さんにも全戸配布の予定です。

■これらの事業は、市民の皆さんからの地域情報が事業の円滑な推進に重要な要素となります。

情報をお寄せいただいた方の名前を伏せ、何気なく訪問するなど、情報元を特定されないよう支援していきますので、ぜひ、事業へのご協力をお願いします。

■問い合わせ
介護・在宅支援グループ（市役所2階☎42～3213）

市町内会連合会創立50周年

歌志内市町内会連合会（宮崎公英会長）の創立50周年記念式典が2月27日、会員をはじめ、来賓など約60人が出席し、うたみんで開催されました。

同連合会は、昭和41年に10町内会が参加し結成されて以来、住民福祉の推進に努め、常に明るく住みよいまちづくりに積極的に取り組んできました。

また、昭和51年には、本市の根幹となっていた石炭産業が、厳しい試練の時代になっていく中、まちの復興を祈念した「歌志内市復興市民まつり」を開催し、多くの市民に勇気と活力を与えたばかりでなく、全国でも唯一の「石炭神輿」誕生の礎を築きました。

式典では、宮崎会長が「少子高齢化が加速し、まちの存続が危ぶまれるほどの人口減少が進む中、この50年を一つの節目として、また新たなまちづくりへの課題に行政と連携しながら、市民が一丸となって取り組んでいく決意をいっそう強くしていきます」とあいさつを述べた後、長年にわたり各町内会・自治会活動を支えてきた41人の功労をたたえ、代表者として歌神町内会の鈴木孝氏に感謝状を贈呈しました。

また、式典後の祝賀会では、これまでの活動を振り返りながら和やかに歓談し、各町内会・自治会の会員が親睦を深めていました。

春の火災予防運動

4月20日(木)から30日(日)までの11日間、全道一斉に春の火災予防運動が行われます。

特にこの時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災はちょっとした「油断」や火を使用することに対する「慣れ」から発生しますので、次の点に注意しましょう。

〈消防本部予防・保安グループ ☎42～3255〉

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

■3つの習慣

○寝たばこは絶対にやめましょう。

○ストーブの近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

○ガスコンロの側を離れるときは必ず火を消しましょう。

■4つの対策

○住宅用火災警報器の維持管理をしましょう。

○火災が発生した場合、火を小さいうちに消すため、住宅用消火器を備えましょう。

○寝具や衣類、カーテンは防炎品を使用しましょう。

○高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくりましょう。

放火火災防止対策

全国で火災原因が最も多いのは「放火」もしくは「放火の疑い」です。危険な火災から地域社会を守るためには、一人ひとりの防火意識と地域ぐるみの出火防止対策の体制づくりが重要です。

大人も子どももみんなで防火の輪を広げ、火事を出さない、出させないために次のことに注意して放火防止に努めましょう。

○家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

○ゴミは収集日の朝、決まった場所へ出しましょう。

○物置や車庫は施錠するようにしましょう。

○暗い場所には、センサーライトを取り付けるなどして死角をなくしましょう。

○地域が一体となって巡回等を行い、放火防止を推進しましょう。

サイレン吹鳴と防火査察の実施

4月20日(木)20時に、火災啓発のためサイレンを鳴らします。これを合図にもう一度火の元を確かめましょう。

また、火災予防運動期間中は、予防広報や防火査察を行い各家庭を訪問します。

4月6日(木)～同15日(土) 春の全国交通安全運動

新入学（新学期）を迎える子どもと高齢者の事故防止や自転車利用者の事故防止を図るために、正しいルールと思いやりのある交通マナーの実践が行われるよう、一人ひとりが交通安全を心がけましょう。

〈赤歌警察署・交通事故死ゼロ作戦本部・歌志内市〉

■子どもと高齢者の交通事故防止

▽交通事故による死者の半数以上が高齢者です。子どもと高齢者本人が危険について知ることが大切です。

■自転車の安全利用の推進

（自転車安全利用五則）

▽自転車は車道が原則、歩道は例外。

▽車道は左側を通行しましょう。

▽歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。

▽安全ルールを守りましょう。

①飲酒運転・二人乗り・並走は禁止

②夜間はライトを点灯しましょう。

③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認をしましょう。

▽子どもはヘルメットを着用しましょう。

■全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▽後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用し、6歳未満はチャイルドシートを使用しましょう。

■飲酒運転の根絶

▽飲酒運転は重大な犯罪であるとの認識をしっかり持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転の根絶を目指しましょう。

高齢者のための地域見守り活動に関する協定を締結しました

市と生活協同組合コープさっぽろが3月21日、市役所において、「高齢者のための地域見守り活動に関する協定」を結びました。

この協定により、コープさっぽろが実施している宅配システム「トドック」事業の配達業務時において、訪問先の高齢者世帯で「新聞や郵便物がたまっている」「玄関が雪で埋まっている」などの異変を発見した場合のほか、訪問先以外で地域の方の異変に気付いた場合についても市役所や警察、消防に連絡することで、重大事故の未然防止や早期発見が期待されます。

また、近年、社会的な問題となっている孤立死などを防止し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するための安心・安全の確保が図られることになります。

締結式では、村上隆興（むらかみたかおき）市長、中島則裕（なかじまのりひろ）生活協同組合コープさっぽろ専務理事が出席し、協定書を交換しました。

▲左から中島専務理事、村上市長

自転車には防犯登録とツーロックを

例年、雪解けを迎えると、自転車を利用する機会が増え、自転車の盗難被害が増加します。道内での自転車盗難件数は減少傾向にありますが、年間6千台から7千台が被害にあっています。

大切な自転車を盗難被害から守るために次のことに注意しましょう。

▼自転車に備え付けの鍵以外にも、U字型錠やワイヤー錠等の丈夫な鍵をかけるなど、ツーロックをしましょう。

▼わずかな時間の駐輪でも必ず鍵をかけましょう。

▼自宅の側などでも、油断せずに鍵をかけましょう。

▼盗難被害にあったときのために、自転車の防犯登録をしましょう。

■防犯登録の手続きは、自転車の販売店（防犯登録取扱店）で取り扱っています。

防犯登録をすると、登録日から10年間、北海道警察本部のコンピューターに登録されます。

防犯登録番号や車体番号から持ち主がわかるので、万が一、盗難被害にあった場合でも、早期発見の可能性が高くなります。

『春キャベツのあさり蒸し』

食生活改善推進協議会おすすめ健康料理

歌志内市食生活改善推進協議会（黒田征子（くろだまさこ）会長・推進員16名）から、おすすめの健康料理をご紹介します。

今回は、旬の食材である春キャベツとあさりを使った一品です。あさりのうまみ、にんにくとバターの風味で、塩分控えめながらキャベツがたっぷり食べられます。手間なく短時間でできるので、お料理初心者さんにもおすすめです。ぜひお試しください。

▼材料4人分

殻付あさり	100ｇ
キャベツ	500ｇ
バター	大さじ1
酒	大さじ2
おろしにんにく	少々
しょうゆ	大さじ1／2
こしょう	少々

▼1人分の栄養価

エネルギー	66kcal
塩分	0.8ｇ

●料理の作り方

①キャベツは太めのせん切りにする。

②鍋にバター、にんにく、酒、キャベツ、あさりを入れ、フタをして蒸し煮する。

③あさりの口が開いたら、しょうゆとこしょうを加え、再度フタをして1分煮る。

●ワンポイントアドバイス

▽殻付あさりは、砂抜き済みのものを購入すればすぐに作れます。

▽自分で砂抜きするときは、50度のお湯の中で殻をこすり洗いし、そのまま5分放置する早ワザもあります。

春のがん検診

～検診料を改定しました～

がんという病気はほとんど無症状で進行するので、早期発見には定期的な検診が欠かせません。
健康だと思っているときこそ、自分のため家族のためにがん検診を受けましょう。

〈申し込み・問い合わせ　保健予防グループ　市役所２階☎42～3213〉

■これまでの料金

	胃	肺	大腸	子宮	乳
市民税課税世帯	1,600円	500円	800円	1,600円	2,000円
市民税非課税世帯	500円	200円	200円	500円	500円
生活保護世帯	無料				

■新しい料金

	各がん検診
課税	500円
非課税	無料
生活保護	無料

▼たとえば、５種類すべての検診を受けた場合・・・

課税世帯の方は、今まで6,500円だったのが、今回から2,500円になり、自己負担が軽減されます！

非課税世帯の方なら今まで1,900円だったのが、今回から無料になります！

■検診別の対象者・検査方法

検診種別	検査方法	対象者
胃がん検診	・胃バリウム検査	40歳以上の男女
肺がん検診	・胸部レントゲン検査	
	・痰(たん)の検査(レントゲン検査の追加検査)	
大腸がん検診	・便潜血検査	
子宮頸がん検診	・子宮の入り口の細胞検査	20歳以上の女性
乳がん検診	・マンモグラフィ(乳房のレントゲン検査)	30歳以上の女性。原則、昨年度検診を受けていない方。

※子宮頸がん検診を受診する方は、追加で婦人科超音波検査(1,080円)も受けられます。

■検診日程と会場等

検診種別	検診月日	会場	受付時間
胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	5月19日(金)	市民体育館	①6:00～6:10　②6:30～6:40　③7:00～7:10 ④7:30～7:40　⑤8:00～8:10　⑥8:30～8:40 ⑦9:00～9:10　⑧9:30～9:40
	5月20日(土)	うたみん	
	5月21日(日)	文珠第三町内会館	①6:00～6:10　②6:30～6:40　③7:00～7:10
		うたみん	⑦9:00～9:10　⑧9:30～9:40　⑨10:00～10:10 ⑩10:30～10:40
子宮がん検診 乳がん検診	6月25日(日)	うたみん	①8:30～8:45(乳がん検診のみ) ②9:00～9:15　③9:30～9:45　④10:00～10:15 ⑤10:30～10:45　⑥12:30～12:45　⑦13:00～13:15

※市内医療機関での大腸がん検診は、6月から実施します。

締め切り：胃・肺・大腸がん検診４月21日（金）、子宮・乳がん検診５月26日（金）まで

生活習慣病にならないために・・・
健康診査を受けましょう！

日本人の死因の約６割を占める生活習慣病は、食生活の乱れや運動不足など、日常生活の悪習慣が原因となって発症します。また、自覚症状が出にくく知らず知らずのうちに進行するため、予防には健診による早期発見と生活改善が大切です。

病院で検査をしている方や昨年健診を受けた方なども対象ですので、年に一度は必ず健診を受けましょう。

お知らせ
今回から、非課税世帯の胸部レントゲン検査が無料になります。

■健診別の対象者・料金・検査内容

健診の区分と対象者	料　金	検　査　内　容
①国民健康保険の特定健診 国民健康保険に加入している方のうち、昭和53年３月31日以前に生まれた方で、健診当日74歳以下の方	無　料	・身体計測：身長・体重・腹囲 ※腹囲は後期高齢者を除く ・血圧測定 ・診察 ・尿検査：蛋白（たんぱく）・糖・潜血 ・血液検査：脂質・糖質・肝機能・腎機能・痛風・貧血 ・心電図検査（20代、30代を除く） ・眼底検査（一部の方のみ）
②後期高齢者の健診 後期高齢者医療保険に加入している方	無　料	
③生活保護受給者の健診 生活保護世帯の方のうち、昭和53年３月31日以前に生まれた方	無　料	
④20代・30代の健診 昭和53年４月１日から平成10年３月31日までに生まれた方	一　般　500円 生活保護世帯　無　料	
上記①～④の健診を受診する方は、同時に次の検査を受けることができます。		
○胸部レントゲン検査（①～③） 昭和53年３月31日以前に生まれた方で、希望する方	課税世帯　500円 非課税世帯（※1）　無　料 生活保護世帯　無　料	・胸部レントゲン撮影（5月に肺がん検診を受ける方は対象外）
○エキノコックス症検診（①～④） 平成25年度以降受診していない方	無　料	・血液検査
○肝炎ウイルス検診（①～③） 昭和53年３月31日以前に生まれ、過去に受診していない方	課税世帯　800円 非課税世帯（※1）　200円 生活保護世帯・無料クーポン券対象者（※2）　無　料	・Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査（血液検査）

※１市民税非課税世帯に属する方は、健診のお申し込み時に申し出ください。
※２無料クーポン対象者には、クーポン券を郵送します。

■健診日程

実施月日	会　場
６月17日（土）	うたみん
６月18日（日）	うたみん
６月19日（月）	文珠第三町内会館
	老人福祉センター
６月20日（火）	中村地区集会所
６月19日の文珠第三町内会館の受付時間は右表の①～②、老人福祉センターは⑥～⑨のみ	

■受付時間と定員

受付時間	定員	受付時間	定員
①８:00～８:15	10人	⑥10:30～10:45	10人
②８:30～８:45	10人	⑦11:00～11:15	10人
③９:00～９:15	10人	⑧11:30～11:45	10人
④９:30～９:45	10人	⑨12:00～12:15	10人
⑤10:00～10:15	10人		

申し込みは、５月22日（月）までに保健予防グループ（市役所２階☎42～3213）へ

くわしくは、広報６月号でお知らせします。

７月以降の健診について

市内の病院で治療している方は、下記の期間、病院受診時にあわせて健診を受けることができます。

- ７～９月：歌志内市立病院
- ７～12月：勤医協神威診療所